

# 東北建築賞実行委員会運営規定

平成5年10月25日制定

令和6年3月27日改正

第1条（目的）東北建築賞の募集・選考・表彰・展示ならびにこれらに関連する業務を円滑に運営するため、東北建築賞実行委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第2条（組織）委員会はこの事業の主催である日本建築学会東北支部から推薦された若干名の委員によって構成される。

- 2 委員は日本建築学会東北支部長が委嘱する。
- 3 事務局は日本建築学会東北支部内におく。

第3条（委員長・幹事）委員長は委員の互選によって決定される。

- 2 委員長ならびに委員の再任は妨げない。
- 3 幹事ならびに委員は分担して運營業務にあたる。

第4条（任期）委員会の任期は、6月に始まり、翌年5月をもって終了する。委員会もこれに準ずる。

第5条（業務）本委員会が取り扱う業務は下記にあげるものとする。

- 1 事業計画の立案
- 2 選考委員候補者の立案
- 3 募集要項の改訂・公募
- 4 選考委員会の開催
- 5 その他必要な業務

第6条（運営）日本建築学会東北支部特別事業運営規定による。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月末とする。